

食安輸発0915第1号
平成21年9月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

モニタリング検査の強化について
(中国産アスパラガス及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体の収去検査の結果、中国産冷凍アスパラガスにおいて基準値(0.01ppm)を超えるイソカルボホスが検出し、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

中国産アスパラガス及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目

残留農薬（イソカルボホスを含む。）

3 検査の方法

平成19年11月15日付け食安発第1115001号の別添「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン」に従い、イソカルボホスに係る妥当性を評価した試験法によること

例：GC/MSによる農薬等の一斉試験法（農産物）を用い妥当性を評価した試験法。

有機リン系農薬の個別試験法を用い妥当性を評価した試験法。